

1 基本事項

(1) 計画策定の目的

志木地区衛生組合地球温暖化防止実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3の規定に基づき、本組合の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制のための措置に関する計画を策定するとともに、当該措置を実施することにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第20条の3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2～7（略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9（略）

10 都道府県及び市町村は、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11～12（略）

資料1 地球温暖化対策推進法の構造

(2) 埼玉県地球温暖化対策推進条例

本組合は、埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく特定事業者に該当するため、同条例に基づいた計画とします。

埼玉県地球温暖化対策推進条例（抜粋）

第2章 県の地球温暖化対策

（県の地球温暖化対策）

第8条 県は、次に掲げる事項に関する地球温暖化対策を実施するものとする。

1 事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下同じ。）及び日常生活における温室効果ガスの排出の抑制等に関すること。

以下省略

（地球温暖化対策計画の作成等）

第12条 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定めるもの（以下この章及び第十二章において「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、事業活動対策指針に基づき、温室効果ガスの排出量を削減するための定量的な目標を含む地球温暖化対策を

総合的に実施するための計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を作成し、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。地球温暖化対策計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしたときも、同様とする。
以下省略

資料2 埼玉県地球温暖化対策推進条例

(3) 計画の期間

第四期計画期間は、埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画の目標達成期限に合わせた温室効果ガスの削減を図る必要があることから、平成27年度から当該制度の第二計画期間終了年度の平成31年度までの5年間とします。

(4) 計画対象の範囲

富士見環境センター、新座環境センターの2事業所とします。ただし、埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく目標設定型排出量取引制度（※1）の対象となる大規模事業所は富士見環境センターのみとなります。

また、削減対象の温室効果ガスは二酸化炭素を対象とし、電気や燃料の使用によって生じるエネルギー起源CO₂と、可燃ごみ中の廃プラスチックから生じる非エネルギー起源CO₂の削減を計画の対象範囲とします。

※1 目標設定型排出量取引制度（資料3）

原油換算エネルギー使用量が3年連続で1,500k1以上の事業所が対象となり、基準排出量（平成14年度から平成16年度平均×5年間）のエネルギー起源CO₂を平成27年度から31年度までの5年間で13%削減する義務が発生する。

計画期間中の削減量が削減目標に届かない場合には、他の達成事業所等から各種クレジットの取得により削減義務の達成を行う必要がある。

当組合では、富士見環境センターが対象施設に該当する。

(5) これまでの取組と県条例との整合

平成16年3月に温室効果ガスの排出量削減のための措置を定めた「志木地区衛生組合地球温暖化防止実行計画」を策定し、平成14年度の温室効果ガス排出量を基準に平成19年度までにその排出量を6%削減することを目標に定め、活動してきました。

平成20年度から24年度までの5年間は、「第二期志木地区衛生

組合地球温暖化防止実行計画」を策定し、当初の計画を続行することとしました。

平成 22 年度に埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく、地球温暖化対策計画が開始され、温室効果ガスの捉え方や削減目標値など従来の組合の実行計画とそごが生じたことから、平成 22 年度に「第二期志木地区衛生組合地球温暖化防止実行計画改訂版」を策定し、同条例に基づく計画とのそごを解消しました。

平成 24 年度には、地球温暖化対策計画の第一期計画期間に合わせ、平成 25、26 年度の 2 か年を計画期間とする「第三期志木地区衛生組合地球温暖化防止実行計画」を策定し、エネルギー起源 CO₂ と非エネルギー起源 CO₂ の削減に取り組みました。

2 実行計画の目標設定

埼玉県地球温暖化対策推進条例の目標設定型排出量取引制度に基づき、目標を設定することとし、同条例第二計画期間の平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間におけるエネルギー起源 CO₂ を基準排出量から 13% 削減することを目標とします。

CO₂ の種類としては、重油、軽油、ガス、電気等の利用に基づき発生するエネルギー起源 CO₂ と製品の製造・加工や廃棄物の焼却等により生じる非エネルギー起源 CO₂ があり、組合においては同条例に基づき、次のとおり事業所ごとに削減目標を設定します。

なお、CO₂ 排出量の算定に用いる排出係数は計画期間ごとに見直しがされ、原子力発電の稼働停止により火力発電量が増加し、CO₂ 排出量が増大したため、第一期計画で 0.386 としていた電気量の排出係数が第二期期間では 0.495t-CO₂/千 kwh と 1.28 倍に増大しました。

また、非エネルギー起源 CO₂ のその他ガス排出量の算定に用いる排出係数についても 2.69 から 2.77 t-CO₂ に増大しました。

(1) 施設別削減目標

ア 富士見環境センター

- ・ エネルギー起源 CO₂

平成 14 年度から平成 16 年度までの平均排出量 3,739t-CO₂ を基準排出量として、年平均 13%、486t-CO₂ を削減目標とします。平成 27 年度から平成 31 年度の総排出量は 16,265t-CO₂ を上限の目標とします。

- ・ 非エネルギー起源 CO₂

可燃ごみに含まれる廃プラスチックから排出している CO₂を、平成 17 年度から平成 19 年度までの平均排出量 16,900t-CO₂を基準排出量として、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間で、2,550t-CO₂を削減目標とします。

イ 新座環境センター

- ・ エネルギー起源 CO₂

平成 20 年度の排出量 2,906t-CO₂を基準排出量として、年平均 13%、378t-CO₂の削減目標とします。

- ・ 非エネルギー起源 CO₂

可燃ごみに含まれる廃プラスチックから排出している CO₂を、平成 20 年度の排出量 26,300t-CO₂を基準排出量として、年平均約 3%、790t-CO₂を削減目標とします。

(2) エネルギー別削減目標

ア エネルギー起源 CO₂

- ・ 電気使用量

電気使用量については、施設の運用状況で増減しています。その大半はごみ処理施設で使用されているため、日常的な節電だけでは大幅な削減は困難です。しかしながら、富士見環境センターから排出されるエネルギー起源 CO₂の内、電気の使用に起因する CO₂が全体の 98~99%を占めている状況から、日常的な節電意識を大切にして、様々な分野で節電を心掛けます。

効率的な焼却炉の運転や設備の省エネ型への積極的な改善等を図ることとし、富士見環境センターは平成 14 年度から平成 16 年度までの平均使用量 7,487 千 kwh を基準として、年平均 13%を削減目標とします。

新座環境センターは平成 20 年度の使用量 5,729 千 kwh を基準として、年平均 13%を削減目標とします。

- ・ 燃料使用量（重油、灯油、LP ガス）

電気以外の燃料使用量については、絶対量が少なく、CO₂の排出量に換算しても、全体の 1~2%に過ぎません。しかしながら日常的な省エネルギーを意識した事業活動が重要であるため、効率的な施設稼働を行うことにより、削減を図ることとし、項

目ごとに平成14年度から平成20年度までの実績のうち最大値を基準として、年平均13%を削減目標とします。

基準値

富士見：A重油 16,000L、LPガス 117 m³

新座：灯油 28,000L、LPガス 180 m³

イ 非エネルギー起源 CO₂

- ・ 廃プラスチック焼却量

廃プラスチックを焼却する際に発生する CO₂の排出については、電気や燃料を使用する際に発生するエネルギー起源 CO₂に比べ地球温暖化への影響が大きいと言われてています。

この非エネルギー起源 CO₂については、多額の施設改修等を行う必要がなく削減できる可能性があることや「**その他ガス削減量**」(※2)という計画が埼玉県から承認されていることから、積極的に削減を進めます。削減量については、富士見環境センターでは計画の2,430t-CO₂を削減するのに必要な廃プラスチック量は約880t、新座環境センターでは計画の年平均790t-CO₂を削減するには約290tが必要となります。

※2 その他ガス削減量（資料4）

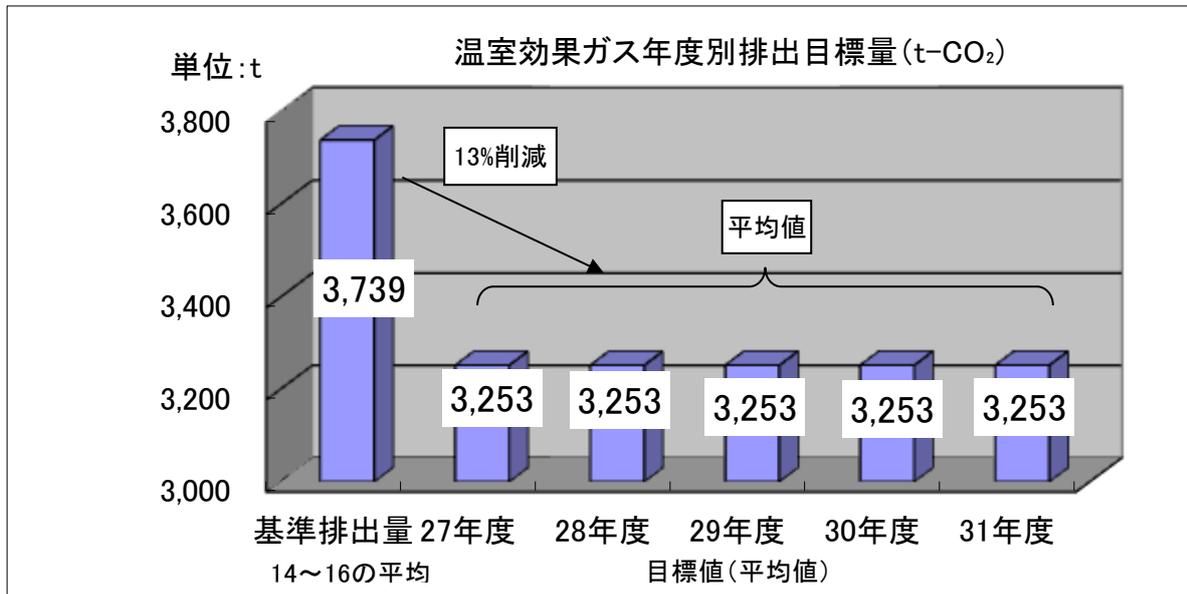
目標設定型排出量取引制度の削減量が目標削減量に届かない場合に、廃プラスチック燃焼量から発生する CO₂の削減分を充当できる計画。

基準排出量（平成17年度から平成19年度の平均）から平成27年度から平成31年度の5年間に削減した排出量の2分の1を充当することができる。

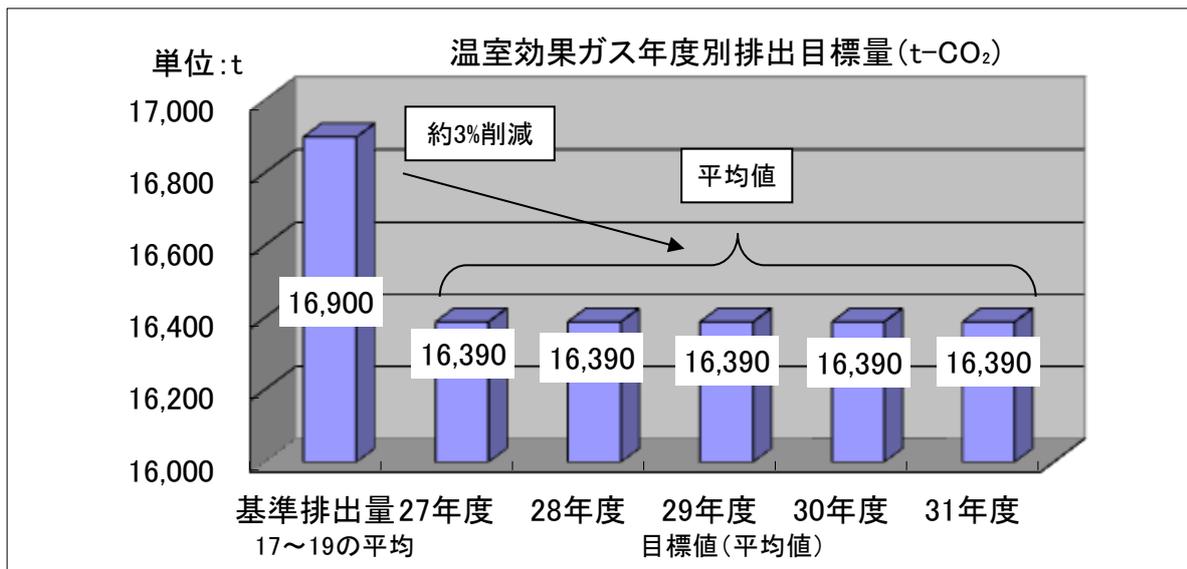
算定方法

可燃ごみの搬入量×可燃ごみ組成分析のビニールの割合（資料5）
×埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく排出係数

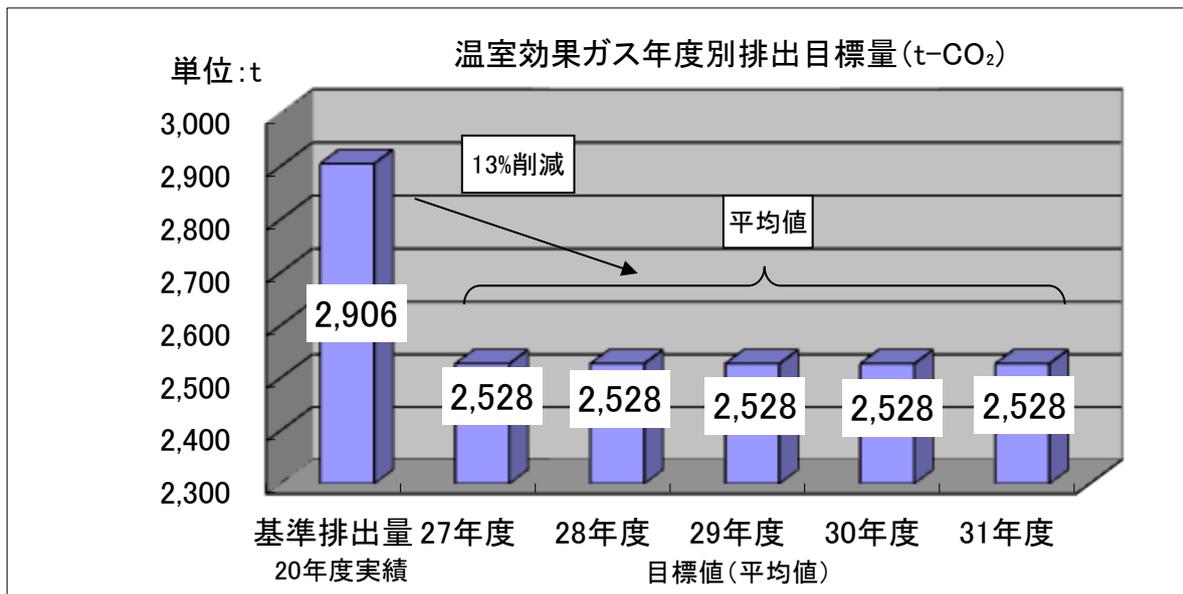
富士見環境センター エネルギー起源 CO₂ 削減目標



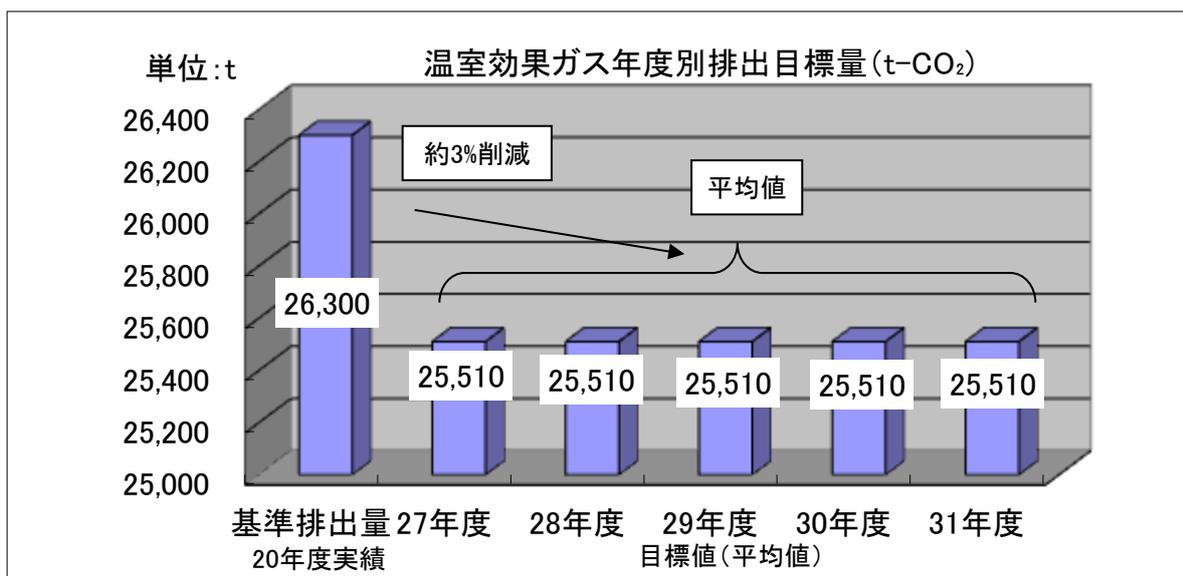
富士見環境センター 非エネルギー起源 CO₂ 削減目標



新座環境センター エネルギー起源 CO₂削減目標



新座環境センター 非エネルギー起源 CO₂削減目標



3 エネルギー使用量とCO₂排出量等の推移

(1) 施設別の推移

本組合の事務及び事業の実施に伴うCO₂排出量は、年度により若干の違いがあるものの、ほぼ一定で推移しています。

年度	区分	A重油(L)	LPガス(m ³)	電気(kwh)	エネルギー起源CO ₂ 合計値(t)	焼却した廃プラスチック(t) 非エネルギー起源CO ₂ (t)
14年度	使用量	12,000	105	8,388,168	4,185	8,347
	CO ₂ 排出量(t)	33	0	4,152		23,100
15年度	使用量	16,000	117	7,081,200	3,548	5,441
	CO ₂ 排出量(t)	43	0	3,505		15,100
16年度	使用量	8,000	69	6,991,704	3,483	5,103
	CO ₂ 排出量(t)	22	0	3,461		14,100
17年度	使用量	12,000	47	7,098,216	3,546	6,188
	CO ₂ 排出量(t)	33	0	3,514		17,100
18年度	使用量	12,000	24	7,397,256	3,694	6,850
	CO ₂ 排出量(t)	33	0	3,662		19,000
19年度	使用量	12,000	69	7,351,440	3,671	5,269
	CO ₂ 排出量(t)	33	0	3,639		14,600
20年度	使用量	16,000	68	7,327,560	3,671	6,714
	CO ₂ 排出量(t)	43	0	3,627		18,600
21年度	使用量	12,000	100	7,268,976	3,631	5,791
	CO ₂ 排出量(t)	33	0	3,598		16,000
22年度	使用量	20,000	46	7,772,568	3,902	5,685
	CO ₂ 排出量(t)	54	0	3,848		15,700
23年度	使用量	0	45	7,230,072	3,579	7,886
	CO ₂ 排出量(t)	0	0	3,579		21,800
24年度	使用量	16,000	50	7,426,728	3,720	7,840
	CO ₂ 排出量(t)	43	0	3,676		21,700
25年度	使用量	30,000	28	7,686,720	3,886	5,312
	CO ₂ 排出量(t)	81	0	3,805		14,700

年度	区分	灯油(L)	LPガス(m ³)	電気(kwh)	エネルギー起源CO ₂ 合計値(t)	焼却した廃プラスチック(t) 非エネルギー起源CO ₂ (t)
14年度	使用量	22,000	100	4,071,912	2,070	7,095
	CO ₂ 排出量(t)	55	0	2,016		19,700
15年度	使用量	28,000	180	5,453,256	2,769	9,628
	CO ₂ 排出量(t)	70	0	2,699		26,700
16年度	使用量	18,000	166	5,599,200	2,816	10,044
	CO ₂ 排出量(t)	45	0	2,772		27,800
17年度	使用量	24,000	144	5,673,288	2,868	9,415
	CO ₂ 排出量(t)	60	0	2,808		26,100
18年度	使用量	26,000	127	5,554,296	2,814	10,116
	CO ₂ 排出量(t)	65	0	2,749		28,000
19年度	使用量	14,000	177	5,577,672	2,796	8,698
	CO ₂ 排出量(t)	35	0	2,761		24,100
20年度	使用量	28,000	170	5,729,928	2,906	9,509
	CO ₂ 排出量(t)	70	0	2,836		26,300
21年度	使用量	30,950	218	5,540,424	2,819	9,766
	CO ₂ 排出量(t)	77	0	2,742		27,100
22年度	使用量	35,900	248	5,520,120	2,822	8,941
	CO ₂ 排出量(t)	90	0	2,732		24,800
23年度	使用量	22,000	296	5,457,672	2,759	10,072
	CO ₂ 排出量(t)	55	3	2,702		27,900
24年度	使用量	22,000	236	5,580,768	2,817	9,303
	CO ₂ 排出量(t)	55	0	2,763		25,800
25年度	使用量	20,000	280	5,586,144	2,818	9,327
	CO ₂ 排出量(t)	50	3	2,765		25,800

・ エネルギー起源CO₂計算式

A重油：使用量(KL)×単位当たり発熱量(39.1GJ/KL)×排出係数(0.0189 t-C/GJ)×44/12

LPガス：使用量(m³)/気化率(0.458 m³/Kg)×単位当たり発熱量(50.8GJ/t)

×排出係数(0.0161 t-C/GJ)×44/12

灯油：使用量(KL)×単位当たり発熱量(36.7GJ/KL)×排出係数(0.0185 t-C/GJ)×44/12

電気：使用量(千Kwh)×排出係数(0.495 t-CO₂/千kwh)

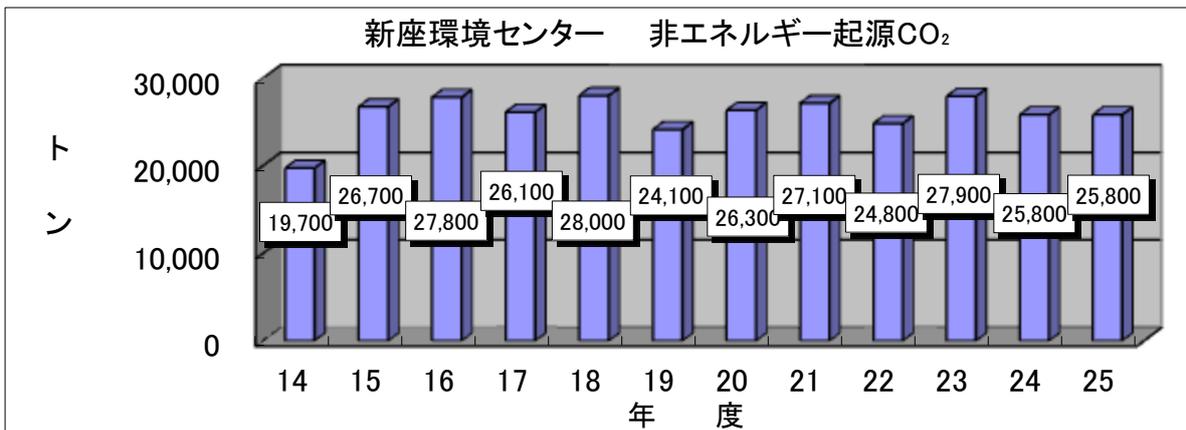
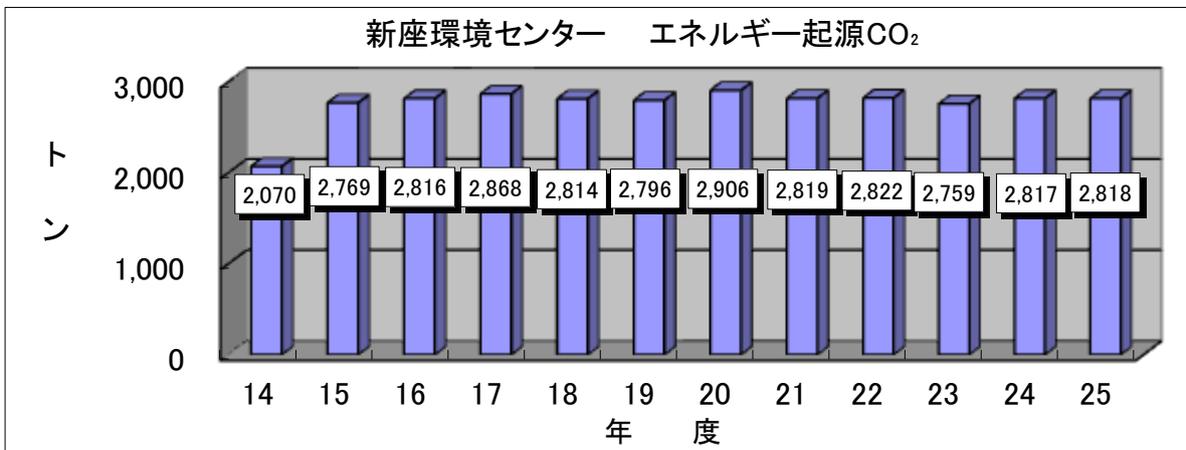
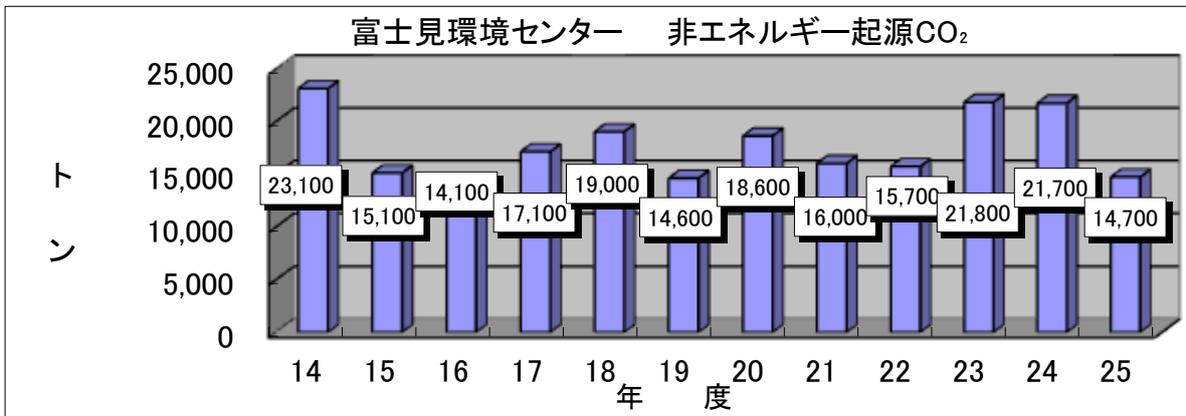
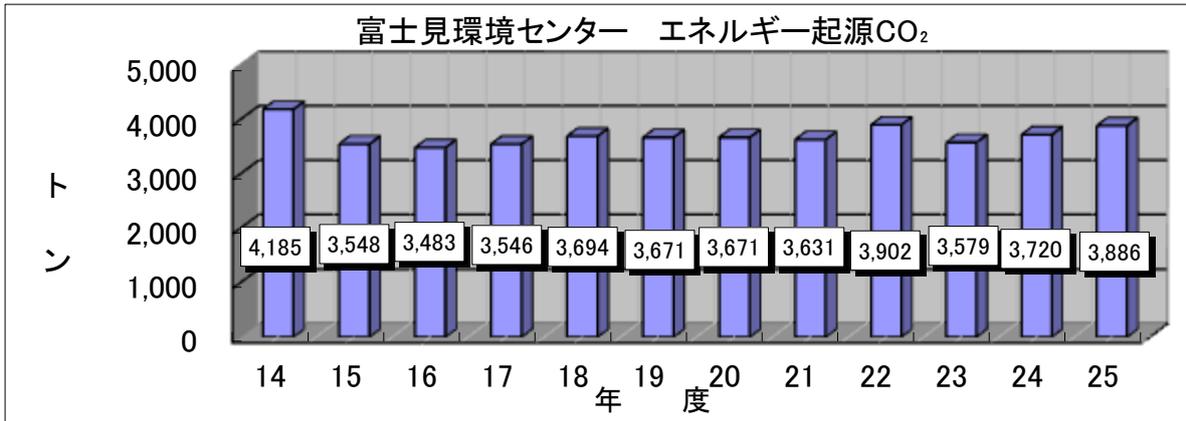
・ 焼却した廃プラスチック量計算式

可燃ごみ搬入量(t)×可燃ごみ組成分析のビニールの割合(%)

・ 非エネルギー起源CO₂計算式

焼却した廃プラスチック量(t)×排出係数(2.77 t-CO₂/t)

(2) 施設別エネルギー起源CO₂と非エネルギー起源CO₂の推移図



4 実行計画の具体的な取組

電気使用量、可燃ごみに含まれる廃プラスチック量及び燃料使用量の削減を中心に、具体的な行動に取り組んでいきます。

(1) CO₂の排出量を直接的に削減する取組・行動

ア 富士見環境センター焼却施設基幹改良工事の実施

平成23年度策定の志木地区衛生組合一般廃棄物処理基本計画に基づき、施設の低下した機能を回復するとともに、温室効果ガス(CO₂)の排出量を削減することを目的に平成31年度を目途に富士見環境センター焼却施設の基幹改良工事に着手する。(循環型社会形成推進交付金を活用する。)

- ・ 更新する機器に高効率電動機の採用を検討します。
- ・ 各送風機(押込送風機、二次燃焼用送風機等)をインバータ方式に変更を検討します。
- ・ 低空気比運転を可能とする自動燃焼制御装置の導入を検討します。
- ・ 太陽光発電等のクリーンエネルギーや熱等のエネルギー再生設備の追加を検討します。

イ 電気使用量の削減

① 既存施設の効率的なプラント運転方法の工夫

- ・ ごみのかく拌作業を重視し、効率の良い運転に努めます。
- ・ 消費電力の大きい誘引送風機の運転を安定させるため、炉内温度、ガス量の監視を強化し、燃焼速度や空気吹込み量の調整を図ります。
- ・ コンベア等で不必要な空運転をしません。
- ・ 破碎処理する粗大ごみ等を更に選別し運転時間の短縮を図ります。
- ・ 駆動部分の点検、整備を実施し、機械的な負荷を減少させます。

② 既存のプラント設備等の更新時期に合わせ、省エネ型の機器の導入

- ・ 照明機器、空調機器、モーター等の機器更新時には、省エネ型を選択します。
- ・ コピー機等事務機器の更新時には、省エネ型を選択します。

③ 空調機の運転時間、適正温度の厳守

- ・ 夏季及び冬季における空調機の運転時間、適正温度(冷房28℃、暖房20℃)を遵守します。
- ・ 空調機は必要最低箇所を運転します。

④ 照明の節電の徹底

- ・ 作業していない場所では、業務に支障が無い範囲で消灯します。

- ・ 退庁時の消灯を徹底します。
 - ・ 昼休み時間は、業務に支障を来す場合を除き消灯します。
 - ・ 毎週水曜日は、「ノー残業デー」とし、照明器具の使用時間を削減します。
 - ・ 残業する場合は、必要最小限の照明を付け、不要な照明を消します。
- ⑤ 使用していないO A 機器の電源OFF
- ・ O A機器を使用しないときは、電源を切ります。(特に昼休みなど)
- ⑥ 会議室利用時のチェック
- ・ 会議に対するコスト意識を持ち、会議時間は1時間以内を目標とします。
 - ・ 会議室を使用した後は、電気、空調機の消し忘れに注意します。
 - ・ 資料は、事前に配布し効率的な会議を図ります。
- ⑦ 高効率処理施設の活用等
- ・ 可燃ごみ減量等により稼働に余裕が生じる場合は、新座環境センター西工場・東工場の運転を優先する。
 - ・ ごみピット残量を的確に把握し、休炉期間の設定など適切な運転に努める。

ウ 電気以外の燃料等使用量の削減

- ① 場内レイアウトの工夫
- ・ 場内のレイアウトを工夫して、重機の動線を簡素化し、重機の燃料(軽油、ガソリン)の使用量を削減します。
- ② 自動車の利用に関すること
- ・ 市外への出張時には、公共交通機関を利用します。
 - ・ 運転に当たっては、安全を心がけるとともにエコドライブに努めます。
 - ・ 低公害車を優先的に利用します。
- ③ 焼却炉の点検整備の徹底と計画運転の実施
- ・ 電気以外の燃料で一番使用量が多いのが、焼却炉の立ち上げ時の助燃に使う燃料(富士見：A重油、新座：灯油)です。焼却炉の点検整備を徹底して、計画以外の立ち下げ、立ち上げを行わないようにします。

エ 一般廃棄物焼却量及び廃プラスチック焼却量等の削減

可燃ごみ中の廃プラスチックを焼却した時に生じる非エネルギー起源 CO₂の排出量は、エネルギー起源 CO₂の排出量に比べ地球温暖化への影響が大きいと言われていることから、可燃ごみに含まれる廃プラスチック量を様々な取組みにより削減します。

- ① 一般廃棄物搬入量の減量化
- ・ 一般廃棄物処理基本計画による減量化目標達成に向け、構成市と連携

し、市民、事業者の意識啓発や情報提供を行います。

- ・ 事業系可燃ごみは、収集運搬事業者を通じて資源ごみの分別等ルールの徹底を図り、削減を目指します。

② 資源ごみ分別の推進

- ・ 資源プラスチックの分別の推進を図るため構成市と連携し、ホームページや広報誌を通じて市民の意識啓発を行います。
- ・ 家庭系収集運搬車両を対象に、ごみ質調査を定期的実施し、調査内容を構成市と共有し市民へ啓発を行います。
- ・ 事業系収集運搬車両を対象に、可燃ごみ中に再資源化の可能な廃棄物が混入していないか定期的に検査を実施し、不適切な場合には改善指導や受入停止とします。

③ 粗大ごみ・不燃ごみ中の手選別の実施

- ・ 粗大ごみ・不燃ごみの前処理時に、手選別で硬質プラスチックを回収し、リサイクルを行います。
- ・ 粗大ごみ・不燃ごみの前処理時に、手選別で小型家電類を回収し、リサイクルを行います。小型家電類はプラスチックを多用しているため、可燃ごみ中のプラスチック減少につながります。
- ・ 上記の a、b で回収した以外の粗大ごみ・不燃ごみにおいても、廃自転車、家具類、布団などリサイクル可能な物は前処理時に回収し、破碎処理量や焼却量の削減を行います。

(2) CO₂の排出量を間接的に削減する取組・行動

ア 紙使用量の削減

- ① コピーするものは、必要最小限とし重複資料の作成を抑制します。
- ② 片面での利用が不可避な場合を除き、両面コピーを徹底します。
- ③ 印刷物を作成する時は、必要部数を十分に把握し適正な部数とします。
- ④ ミスコピー用紙等は、機密文書、個人情報等に留意し、裏面を再利用します。
- ⑤ 構成市や施設内で封筒を使用する際は、使用済み封筒を再使用します。

イ 水道使用量の節減

- ① 設備、機器等の更新時には節水型の設備を導入します。
- ② 施設内に張り紙を掲示し、利用者にも節水を呼びかけます。

ウ ごみ分別、削減の推進

- ① 廃棄書類の資源化を徹底します。

- ② 空きカン、ビン、ペットボトル、プラスチック容器等は、所定の場所に分別して回収します。
- ③ マイ箸を利用し、割り箸を使用しません。また、昼食等で出し弁当等を注文する場合は、容器回収に留意します。
- ④ 飲料水を利用する時は、マイボトルを使用します。

エ 環境に配慮した取組

- ① 公用車を購入及びリースをする際は、低公害車などの車両を優先的に選択します。
- ② 運転する際は、急発進、急加速等を回避し省エネルギーを意識した運転を励行します。
- ③ エコマークやグリーンマークなどの環境負荷の少ない製品を購入します。
- ④ 敷地内の緑化を積極的に推進します。

(参考)	富士見環境センター緑地割合	13.3%
	新座環境センター緑地割合	7.9%

5 目標設定型排出量取引制度への具体的な取組

富士見環境センターは、埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく目標設定型排出量取引制度により、平成27年度から平成31年度までの5年間に、合計2,430t-CO₂のエネルギー起源CO₂の削減を行う必要があります。

削減不足が生じた場合には、不足分を各種クレジット等を購入することとなるため、計画期間の5年間エネルギー起源CO₂と非エネルギー起源CO₂の削減に取り組みます。

(1) エネルギー起源CO₂の削減

ア 可燃ごみの削減

可燃ごみの焼却に伴う使用電力によるエネルギー起源CO₂の発生量は、全エネルギー起源CO₂の98～99%を占めるため構成市の協力の下、可燃ごみの削減やエネルギー能力の低い新座環境センターへ収集運搬車両を振り分けるなどをし、富士見環境センター焼却施設の運転日数を減少させ、使用電力の減少によるエネルギー起源CO₂の削減に努めます。

また、可燃ごみの減少は、含まれる廃プラスチック量の減少につながるため、非エネルギー起源CO₂の減少になります。さらに

本計画には直接関係ありませんが、高カロリーなプラスチックの削減は、焼却炉の負荷低減にもつながります。

推定では、富士見環境センターの焼却炉の運転を2炉から1炉に抑えることができると1日当たり約7,500kwhの節電となり、約3.7t-CO₂の削減となります。

この推定を基に試算をすると、富士見環境センターで焼却している可燃ごみを1%削減できると約18t-CO₂の削減となります。また、富士見環境センターにおける5年間のCO₂削減目標(2,430t-CO₂)を達成するためには、39,194tのごみ減量が必要となり、仮に3市すべての減量分を富士見環境センターの運転抑制につなげることができるとした場合、市民一人一日当たりでは約62gの減量が必要となります。

- 1炉休止による1日当たりの電気削減量：7,500kwh/日
2炉稼働時電気使用量-1炉休止時電気使用量
=25,500kwh/日-18,000kwh/日
- 1炉休止による1日当たりのCO₂削減量：約3.7t-CO₂/日
電気使用量×CO₂排出係数
=7,500kwh/日×0.495t-CO₂/千kwh
- 可燃ごみ1%削減によるCO₂削減量：約18t-CO₂
1年間の可燃ごみ焼却量×1%÷1日当たり焼却推定量×CO₂排出係数
=29,577t×0.01÷60t/日×3.7t-CO₂
- ごみ1t当たりのCO₂排出量：約0.062t
1日当たりCO₂排出量÷1日当たり焼却推定量
=3.7t-CO₂÷60t
- CO₂の削減目標量に相当する可燃ごみの量：約39,194t
CO₂削減目標量÷1t当たりのCO₂排出量
=2,430t-CO₂÷0.062t-CO₂
- 市民一人一日当たりの目標達成に必要な可燃ごみの削減量：約62g
可燃ごみの量÷(人口×365日×5年)×1,000,000
=39,194t÷(344,603人×365日×5)×1,000,000

(2) 非エネルギー起源 CO₂の削減

その他ガス削減量の計画に基づき、可燃ごみに含まれる廃プラスチックの燃焼抑制による非エネルギー起源 CO₂の削減計画が埼玉県より承認され、基準年度排出量に対して削減した排出量の2分の1を目標設定型排出量取引制度へ充当することができます。

この計画の算定式の数値には、可燃ごみ量、可燃ごみに含まれる廃プラスチック量が用いられることから、可燃ごみ量の削減、ごみの分別、廃プラスチックの燃焼抑制を更に図ります。

ア 一般廃棄物搬入量の減量化

構成市と連携し、市民、事業者の意識啓発や情報共有を行うとともに、事業者へは収集運搬事業者を通じてごみ分別のルール徹底を図り、搬入量の減量化を図ります。

イ 資源ごみ分別の推進

家庭系可燃ごみは、ごみ質調査を定期的実施し、調査内容を構成市と共有し、ごみの分別を市民へ周知します。

事業系ごみ可燃ごみは、再資源可能な廃棄物が混入していないか定期的に検査を実施し、不適切な場合には指導し、改善計画を提出させ、場合によっては受入停止とします。

ウ 粗大ごみ・不燃ごみ中の手選別の実施

現在実施している破碎処理する前の手選別において、更に分別の徹底を図るとともに、自転車、家具類、布団などリサイクル可能な物は前処理時に回収し、破碎処理量や焼却量の削減を図ります。

・ その他ガス削減量の算定方法

その他ガス削減量 = (a + b) × c × d

a : 可燃ごみ搬入量 (t)

富士見環境センターで焼却した可燃ごみの量

b : 他のごみから可燃ごみに回った量 (t)

c : 乾物基準種類組成 (%) (資料5)

富士見環境センターで焼却した可燃ごみ量に、年4回行われる、可燃ごみの組成分析結果の乾物基準種類組成の「ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類」を平均した値を乗じます。

※昭和52年11月4日 環整第95号 厚生省環境衛生局水道環境部 環境整備課長通知に基づく測定

d : 排出量原単位 (2.77t-CO₂)

埼玉県が示す排出係数

(3) その他ガス排出量の推移

富士見環境センター

年度	a (t)	b (t)	a + b	c (%)	d (原単位)	その他ガス排出量 (t-CO ₂)
17	25,796	1,843	27,639	22.39	2.77	17,100
18	27,027	2,384	29,411	23.39	2.77	19,000
19	26,662	2,354	29,016	18.16	2.77	14,600
20	27,783	2,297	30,080	22.32	2.77	18,600
21	25,375	2,164	27,539	21.03	2.77	16,000
22	24,754	2,217	26,971	21.08	2.77	15,700
23	26,647	2,292	28,939	27.25	2.77	21,800
24	26,448	2,428	28,876	27.15	2.77	21,700
25	27,138	2,488	29,626	17.93	2.77	14,700

基準排出量：16,900t-CO₂（17年度から19年度の平均排出量）

排出量は有効けた数3けた未満の値を四捨五入する。

（参考）

目標設定型排出量取引制度による削減目標の5年間合計排出量2,430t-CO₂（年486t-CO₂）のうち5割の削減に止まった場合には、1,215t-CO₂（年243t-CO₂）が削減不足になり1,215t-CO₂×2倍の2,430t-CO₂（年486t-CO₂）をその他ガス削減量の計画で削減しなくてはなりません。

試算による目標設定型排出量取引制度への充当量（年度あたり）

a + b (t)	c (%)	その他ガス排出量 (t-CO ₂)	基準排出量との差 (t-CO ₂)	目標設定型制度 への充当量 (t-CO ₂)
28,500	18.00	14,200	△2,700	1,350
	19.00	15,000	△1,900	950
	20.00	15,800	△1,100	550
	21.00	16,600	△300	150
	22.00	17,400	500	0
29,000	18.00	14,500	△2,400	1,200
	19.00	15,300	△1,600	800
	20.00	16,100	△800	400
	21.00	16,900	0	0
29,500	18.00	14,700	△2,200	1,100
	19.00	15,500	△1,400	700
	20.00	16,300	△600	300
	21.00	17,200	300	0
30,000	18.00	15,000	△1,900	950
	19.00	15,800	△1,100	550
	20.00	16,600	△300	150
	21.00	17,500	600	0

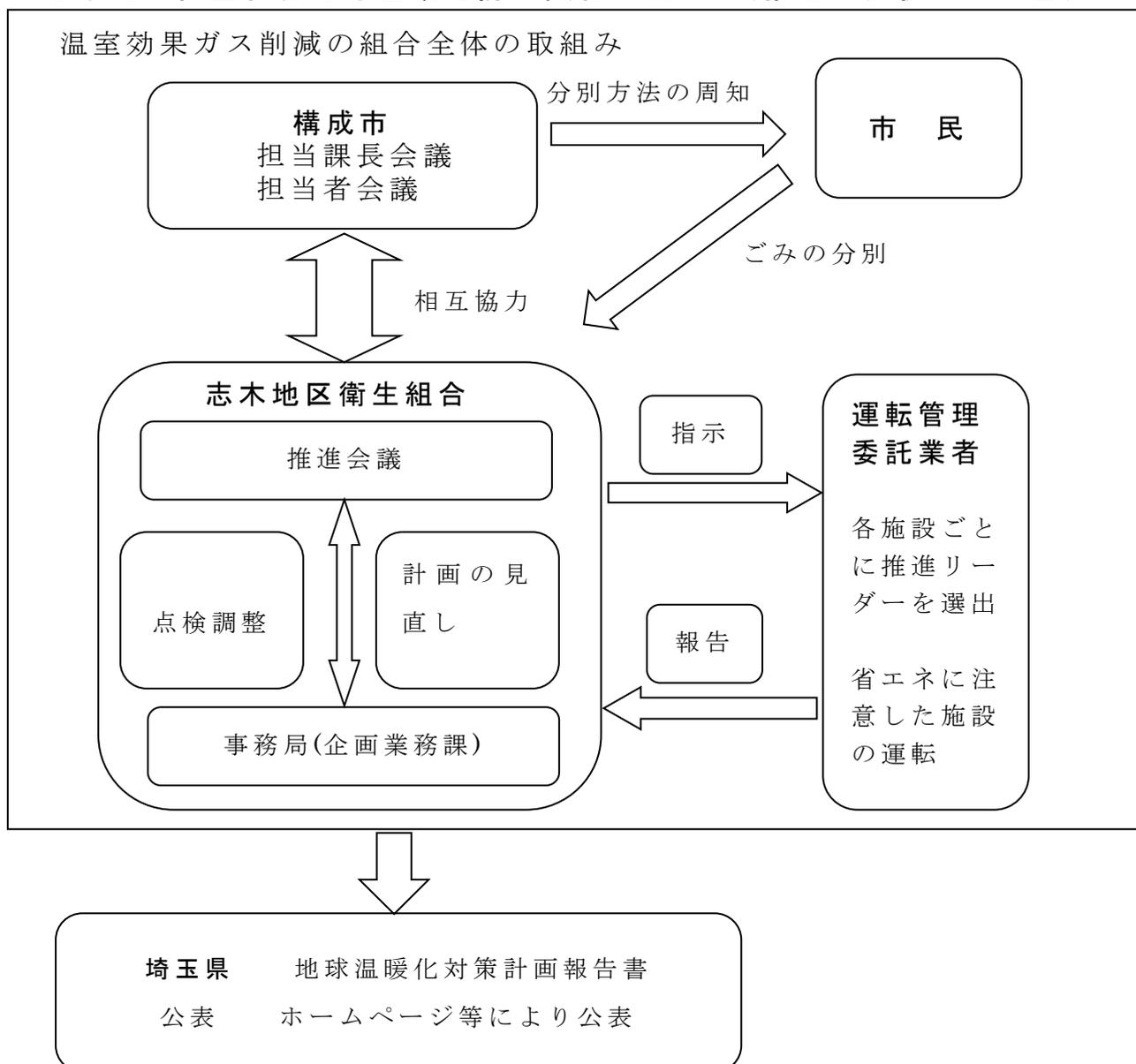
6 推進と点検・評価

(1) 推進・点検体制

本実行計画の推進を図るため、志木地区衛生組合労働安全推進会議の仕組みを活用します。各運転管理業者ごとに推進リーダーを置き、月ごとに資料6アースクリーン活動計画取組状況個別確認表により、個人単位で取組状況を確認します。その結果を資料7アースクリーン活動計画取組状況等確認表により事務局へ提出します。

また構成市とは、担当課長会議、担当者会議を通じて相互協力を図りながら実行計画を推進していきます。

志木地区衛生組合地球温暖化防止実行計画 (推進・点検フロー図)



(2) 職員や運転管理委託業者に対する情報提供

本計画書を展開し、着実に推進していくためには、職員や運転管理委託業者等一人ひとりが環境の現状や実行計画の内容に関し、必要な情報や知識を有していることが不可欠です。

こうしたことから、職員等に対して地球温暖化に関する情報や取組項目について情報共有します。

(3) 利用したエネルギー量の把握

利用したエネルギー量は、各施設の担当者と運転管理委託業者が協力して、月ごとに把握します。把握したエネルギー量は、資料8燃料消費量等報告書に記載します。

燃料消費量は県の事業活動対策指針に基づき、購入量とします。なお、県に地球温暖化対策計画を報告する際に購入伝票を証拠書類とするため、添付することとします。

(4) 実行計画の実施状況の公表

本計画の実施状況は、埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画による報告、公表をもって行います。